

介護予防支援事業者の指定について

令和 6 年度から、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を受けられるよう制度改正が行われ、保険者が介護予防支援の指定を行う際には、「あらかじめ介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」とされました。

組合では、この意見を伺う場を本策定委員会と考えており、一覧をお示した上で、今後、指定介護予防支援事業者の指定を受ける可能性のある事業者について意見を求めます。

また、令和 6 年度に新規指定した指定介護予防支援事業者につきましては、下記のとおりです。

記

1 今後、指定介護予防支援事業者の指定を受ける可能性のある事業者

令和 7 年 8 月 1 日現在 浜田圏域介護保険サービス事業所等一覧の居宅介護支援事業所を参照

2 令和 6 年度に新規指定した指定介護予防支援事業者

- (1) 青山介護支援事業所 (令和 6 年 7 月 1 日指定)
- (2) 居宅介護支援事業所 合歓の郷 (令和 6 年 10 月 1 日指定)

以上